

○技能検定員審査合格証明書の再交付

(第5条第2項)

審査基準

平成23年3月9日作成

法令名	技能検定員審査等に関する規則
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	4日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係
決裁区分等	交通部運転免許課長